第九条の次に次の一条を加える。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第九条の二　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の四」を「第十一条の三」に改める。

第十一条の四を削る。

第十一条中国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条の改正規定を次のように改める。

第五条第一項中「次項及び第四項」を「以下この条」に、「同条」を「前条」に改め、同項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第三項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

７　通算親法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。）が、他の通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。）の法人税及び地方法人税に係る申請等（同法第七十五条の四第一項に規定する法人税の申告及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告を除く。以下この項及び第六条第二項において同じ。）に関する事項の処理として、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、当該通算親法人の使用に係る電子計算機から、申請書面等記載事項並びに同条の規定により通知された当該通算親法人の識別符号及び暗証符号並びに当該他の通算法人の識別符号（国税庁長官が定める場合には、当該通算親法人及び当該他の通算法人の識別符号）の入力（当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）に記録されたものである場合（当該申請書面等記載事項を入力する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）には、当該申請書面等記載事項の入力を除く。）をして、当該申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信した場合には、当該他の通算法人は、当該申請等を第一項に定めるところにより行ったものとみなす。この場合において、当該通算親法人が、当該申請等に係る添付書面等記載事項を第三項各号に掲げる方法（当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に記録されたものである場合には、同項第二号に掲げる方法）により送信し、又は提出したときは、当該他の通算法人は、当該添付書面等記載事項を同項に定めるところにより送信し、又は提出したものとみなす。

第十一条のうち国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条に一項を加える改正規定中「前条第六項」を「第五条第七項」に、「前項」を「前項（第四号に係る部分を除く。）」に改める。

第十二条のうち、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）第四条第二項に十号を加える改正規定中同項第八号を同項第六号とし、同改正規定のうち同項第九号中「第六十八条の十、」及び「、第六十八条の十五の四（第五項を除く。）」を削り、「、第六十八条の十五の六の二」を「から第六十八条の十五の七まで」に改め、同改正規定中同号を同項第七号とし、同改正規定のうち同項第十号中「第二十項を除く。）」の下に「、第六十八条の四十四（第二項及び第三項を除く。）」を加え、同改正規定中同号を同項第八号とし、同項第十一号を同項第九号とし、同項第十二号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同改正規定のうち同項第十七号中「第六十八条の九十六」を「第六十八条の九十六の二」に改め、同改正規定中同号を同項第十五号とする。

第二十一条に次の改正規定を加える。

附則第十七条中「第二十二条の七第四項」を「第二十二条の七第三項」に改める。

本則に次の二条を加える。

（令和三年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十二条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「新令第二十七条の四第十項の規定」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項の規定」に、「の新令第二十七条の四第十項」を「の同令第二十七条の四第十四項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改め、同条第二項中「新令第二十七条の四第十二項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十六項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改め、同条第三項中「新令第二十七条の四第十七項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十一項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改め、同条第四項中「新令第二十七条の四第三十一項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第三十七項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改め、同条第八項中「新令第二十七条の四第三十二項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第三十八項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十三条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「改正法第十三条の規定による改正後の」を削り、「（以下「新法」という。）第二条第三項第十二号」を「第二条第三項第十号」に改める。

附則第八条中「新法」を「改正法第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）」に改める。

附則第十二条第一項第二十四号を同項第二十七号とし、同項第十九号から第二十三号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「第二十二条の七第七項第二号」を「第二十二条の七第六項第二号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十七号中「第二十二条の七第六項第二号」を「第二十二条の七第五項第二号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十六号中「第二十二条の七第五項第二号」を「第二十二条の七第四項第二号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十五号を同項第十八号とし、同項第十四号から第十号までを三号ずつ繰り下げ、同項第九号を同項第十二号とし、同項第八号中「第二十条第三十五項第二号」を「第二十条第四十六項第二号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「第二十条第三十四項第二号」を「第二十条第四十五項第二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「第二十条第二十九項第二号」を「第二十条第四十項第二号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四　第二十条第十項第二号　同号の分割承継法人等

五　第二十条第十五項第二号　同号の相手先

六　第二十条第十六項第二号　同号の現物分配法人